

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年8月19日

大阪航空局長 梅澤 大輔

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の主旨

本業務は、関西国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、高知空港、長崎空港及び那覇空港の管制塔に設置されている制振装置の点検保守の実施、及び以前の点検結果により、部品等の更新整備を行うものである。

これらの業務は、設置されている装置に関する十分な知識は言うまでもなく、当該装置の制御に関わる部品やプログラムについての特殊な技術力及び著作権等を持ち合わせていることが必要である。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 令和8年度 関西国際空港外5空港管制塔制振装置点検業務

(2) 業 務 内 容 関西国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、高知空港、長崎空港及び那覇空港の管制塔に設置されている制振装置の点検保守及び部品等の更新整備の実施。

(3) 履 行 期 間 契約締結日の翌平日 から 令和9年3月12日 まで

3. 業務目的

制振装置が正常に機能することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

[1] 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

[2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

[3] 大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

[4] 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

[5] 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

[6]参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[7]警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

制振装置(アクティブ・マス・ダンパ方式)の点検保守を、元請けとして行った実績を有すること。

(3) 技術力に関する要件

制振装置(アクティブ・マス・ダンパ方式)の点検保守を、業務責任者として実施した経験のある技術者を業務責任者として派遣できること。

(4) 設備・システムに関する要件

本業務の対象である各管制塔制振装置の制御システムのプログラムを、使用、改変等することの承諾を著作権等所有者から得られること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

(TEL)06-6937-2708 (MAIL)cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年8月19日 から 令和8年8月31日 まで

交付方法については、(1)に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年9月1日 午後2時まで (1)に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 令和07・08・09年度国土交通省(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までには公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年3月31日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 詳細は説明書による。